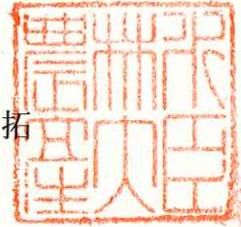


元消安第4663号
令和2年1月23日

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋 殿

農林水産大臣 江藤 拓



食品安全基本法第11条第1項第1号の規定により食品健康影響
評価を行うことが明らかに必要ないときについて（照会）

下記の事項については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11
条第1項第1号に該当すると解してよろしいか。

記

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項の規定に
基づき、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）第1条の
表を改正し、伝染性疾病のうち「豚コレラ」を「豚熱」に、「アフリ
カ豚コレラ」を「アフリカ豚熱」にそれぞれ変更すること。
（概要は別紙のとおり。）



家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令案について

令和 2 年 1 月
農 林 水 産 省

1. 改正の趣旨

- (1) 平成 30 年 9 月、我が国で 26 年ぶりに、悪性の家畜伝染病である豚コレラが発生し、以後も相次いで発生しており、また、海外では、豚コレラと同様に悪性の家畜伝染病であるアフリカ豚コレラについても、アジアを中心に急速に拡大している。
- (2) こうした中、今般、令和 2 年通常国会に、議員立法として、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（以下「改正法案」という。）が提出される見込みであり、その中で、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に規定されている「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称を、国際機関において用いられている名称に即してそれぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更することとされている。
※ 「豚熱」及び「アフリカ豚熱」の名称は、学術的な用語としての疾患名を統一的に定めている公益社団法人日本獣医学会が、変更すべき名称として提言したものである。
- (3) これに伴い、家畜伝染病予防法施行令（昭和 28 年政令第 235 号）に規定する「豚コレラ」及び「アフリカ豚コレラ」の名称についても、それぞれ「豚熱」及び「アフリカ豚熱」に変更する必要がある。

2. 改正の内容

家畜伝染病予防法施行令に規定する家畜の伝染性疾患の名称を、以下のとおり変更する。

- ① 「豚コレラ」を「豚熱」とする。
- ② 「アフリカ豚コレラ」を「アフリカ豚熱」とする。

<参照条文>

○ 食品安全基本法（平成15年法律第48号）（抄）

（食品健康影響評価の実施）

第十一条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であつて、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。

二・三 （略）

2・3 （略）

（委員会の意見の聴取）

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一～三 （略）

四 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき、同法第四条第一項の届出伝染病を定める農林水産省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は同法第六十二条第一項の政令の制定若しくは改廃の立案をしようとするとき。

五～十四 （略）

2 関係各大臣は、前項ただし書の場合（関係各大臣が第十一条第一項第三号に該当すると認めた場合に限る。）においては、当該食品の安全性の確保に関する施策の策定の後相当の期間内に、その旨を委員会に報告し、委員会の意見を聴かなければならない。

3 （略）



2019-2020 日獣学第 34 号
2019年12月20日

農林水産省 消費・安全局長 新井ゆたか 殿
同 消費・安全局動物衛生課長 熊谷法夫 殿

公益社団法人日本獣医学会代表理事 久和 茂
同 学術担当理事 西村 亮平



家畜伝染病予防法における伝染性疾患の名称変更に関する提言

公益社団法人日本獣医学会では、学術担当理事を中心に学術図書、あるいは各種試験に使用する用語を適切なものに統一するため、2010年より「疾患名用語集」の編集を開始し、順次改定を重ね、現在第六次改訂版を当学会ホームページに掲載しているところです。

家畜伝染病予防法に掲げられている伝染性疾患の名称の中にも不適切、あるいは現状と合わなくなっているものがあると考えますので、名称の変更を提言いたします（別添1、別添2）。名称変更に関する理由及び当学会の基本的な考え方は下記の通りです。なお、本提言は当学会の2019-2020年度第4回理事会において承認されたものであることを申し添えます。

記

1. ①疾患名の漢字の誤りが明らかである場合、②病原体名の呼称が変化している場合、③現在の一般的な疾患名称と明らかに乖離している場合、④国際機関（OIEなど）が用いている疾患名称と明らかに乖離している場合には変更するのが妥当である。

2. 疾患名に「病」、「症」、「感染症」が混在しており、これらを整理することが妥当である。ウイルス感染症に関しては「ウイルス名+感染症」を用いる。細菌、真菌、および寄生虫による感染症については、「病原体名+症」を用いる。地名、人名、症候名の後に「病」をつけた伝統的な疾患名が存在し、それらが一般的である場合には変更不要と判断した。

以上

家畜伝染病である伝染性疾病に関する変更案

家畜伝染病予防法に掲げられている 伝染性疾病の名称	日本獣医学会疾患名用語集監修委員会が 適切と考える伝染性疾病の名称	変更理由
6 水疱性口炎	水疱性口内炎	漢字の誤り、一般的な疾患名との乖離
10 ブルセラ病	ブルセラ症	病原体名＋症
11 結核病	結核	一般的な疾患名との乖離
13 ピロプラズマ病(注1)	ピロプラズマ症	病原体名＋症
14 アナプラズマ病(注2)	アナプラズマ症	病原体名＋症
20 豚コレラ	豚熱	国際機関が用いている疾患名と乖離
21 アフリカ豚コレラ	アフリカ豚熱	国際機関が用いている疾患名と乖離
22 豚水泡病	豚水泡病	漢字の誤り
27 家きんサルモネラ感染症(注3)	家きんサルモネラ症	病原体名＋症

注1: 病原体がバベシア・ピゲミナ、バベシア・ポピス、バベシア・エクイ、バベシア・カバリ、タイレリア・パルバ、タイレリア・アヌラタによるものに限る。

注2: 病原体がアナプラズマ・マージナールによるものに限る。

注3: 病原体がサルモネラ・プロローラム、サルモネラ・ガリナルムによるものに限る。

届出伝染病である伝染性疾病に関する変更案

家畜伝染病予防法に掲げられている伝染性疾病的名称	日本獣医学会疾患名用語集監修委員会が適切と考える伝染性疾病的名称	変更理由
牛ウイルス性下痢・粘膜炎	牛ウイルス性下痢症	国際機関が用いている疾患名と乖離
牛白血病	流行性牛白血病	国際機関が用いている疾患名と乖離
牛丘疹性口炎	牛丘疹性口内炎	一般的な疾患名との乖離
トリパソーマ病	トリパソーマ症	病原体名＋症
トリコモナス病	トリコモナス症	病原体名＋症
馬モルビリウイルス肺炎	ヘンドラウイルス感染症	病原体名の呼称の変遷
トキノプラズマ病	トキノプラズマ症	病原体名＋症
山羊関節炎・脳脊髄炎	山羊関節炎・脳炎	国際機関が用いている疾患名と乖離
豚エンテロウイルス性脳脊髄炎	豚エンテロウイルス性脳脊髄炎	病原体名の呼称の変遷
伝染性気管支炎	鳥伝染性気管支炎	国際機関が用いている疾患名と乖離 (avian=鳥)
伝染性喉頭気管炎	鳥伝染性喉頭気管炎	国際機関が用いている疾患名と乖離
鶏白血病	鳥白血病	国際機関が用いている疾患名と乖離
鶏結核病	鳥結核	一般的な疾患名との乖離、国際機関が用いている疾患名と乖離
鶏マイコプラズマ病	鳥マイコプラズマ症	病原体名＋症、国際機関が用いている疾患名と乖離
ロイコチトゾーン病	ロイコチトゾーン症	病原体名＋症
あひる肝炎	あひるウイルス性肝炎	国際機関が用いている疾患名と乖離
兎ウイルス性出血病	兎出血病	国際機関が用いている疾患名と乖離
バロア病	バロア症	病原体名＋症
ノゼマ病	ノゼマ症	病原体名＋症